

少年法適用年齢引き下げの一考察 (4・完)

—法改正をめぐる緊張感と少年法の在り方

小関 慶太

A Consideration on the Age Reduction for Juvenile Law (4)

: Tension Over Law Revision and Ideal way of Juvenile Law.

KOSEKI, Keita

キーワード：適用年齢引下げ 若年者層 少年法改正 緊張感 立法動向

1. はじめに
2. 法改正をめぐる動向
3. 2000 年改正法の背景
4. 若年者層の犯罪・非行の状況
5. 適用年齢はどうあるべきか
6. 一考察

1. はじめに

少年法（以下「法」）適用年齢の引き下げ¹の背景には、国民投票法の年齢引き下げ（2014）や民法成人年齢の引き下げ（2022）がある。現在行われている法制審議会の議論は、少年（法）に特化したものではなく、少年・刑事法部会として成人犯罪者の処遇まで大きな枠組みの中で行われることで、少年法の理念や成人と少年を異なる処遇を必要とする思想までが損なわれる。

2019 年 9 月、元家裁調査官が反対声明「更生にとっても、再犯を防止して安全な社会をつくる上でも、百害あって一利なし」、伊藤由紀夫は「18、19 歳に対する、少年司法に基づいた教育機会を奪ってはならない²」と訴えた。2019 年 11 月、元少年院長の八田次郎は「適用年齢引き下げは、少年を背負う気に犯罪者として烙印を押し、社会復帰を困難にするのではと危惧している。少年にとって

*八洲学園大学 生涯学習学部 専任講師

¹ 法制審議会の至る経緯等に関しては、小関慶太 a「少年法適用年齢引き下げの一考察 (3)」『八洲学園大学紀要 (15)』(2019 年) 26 頁以下にまとめたとおりである。

² 日本経済新聞 (2019 年 9 月 4 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO49388600U9A900C1CR0000/> (閲覧日：2019 年 11 月 30 日)

何が大事かを考えて欲しい³」と訴えた声があがった。

2018 年末から 2019 年春頃に方針が決まるといわれながら、引き伸ばされていた背景もあることながら、2020 年 2 月には国会へ提出されるのではないかとささやかれていた。その結末は、本国会では見送りの方向である。しかしながら、2000 年法改正（第一次改正法）の議員立法と同じような傾向があり、緊張感をぬぐい切れない状況にある。本稿では、この点について検討を行うとともに、少年法適用年齢を一律 18 歳へ引き下げるべきかを考えていく。

2. 法改正をめぐる動向

2019 年 12 月、「少年法改正素案 適用年齢引下げ視野 18、19 歳も家裁関与⁴」と法制審議会は、現行法通りに年長少年も家庭裁判所への送致する案を提示した。「18、19 歳が罪を犯した場合は家裁が関与する 2 案をまとめた。1 つは、現行制度と同様、家裁に送致するもので、まず家裁が処分を決め、検察官送致（逆送）した場合に限り刑事処分の対象となる。もう 1 つの案は、基本的には家裁送致としつつ、一部の事件は家裁の判断を経ないで検察官が処分するとしている。一部の事件は裁判員裁判対象事件などを想定しているとみられる。⁵」しかし、これはあくまでも「案」であり、決定ではないので、見ている人に期待をさせる『アドバルーン』と考えることが出来る。これまでの新しい処分案とはやや離れた折衷的な案を提示する背景には、民主的に国民の声を反映した動きがあったのだろうか。

折衷案を考える上で、近時の年長少年の非行は、稚拙化かつ少年院収容者数も減少傾向にある⁶。少年が関与する事件が発生するとマスコミ報道では 20 数年前に発生した「神戸少年 A 事件」「西鉄バスジャック事件」を扱っている。すなわち、社会を震撼させるような少年事件は実は少ないということが言える。このような状況で改正が求められているのだろうか。法的整合性の観点からは、現行少年法は 20 歳であるが児童福祉法は 18 歳と、子どもの福祉を扱う法律では、必ずしも整合していたわけではない。民法の成人年齢は 18 歳、公職選挙法の参政権の権利主体者の年齢を 18 歳とした上で、少年法適用年齢は 20 歳未満を維持しても何ら不具合もない。成人年齢に整合させようと、現在の法制審議会の議論の方は、不具合があるように思われる。すなわち、子どもに権利を与えてもそこに責任が伴わなければよい結果にはつながらない。大人の自覚を持たず前に、昨今の若年者⁷の問題行動⁸が社会病理となっている中で、社会適応をさせるための方策を考えなければならない⁹。

³ JNN/TBS <https://news.cube-soft.jp/archive/3726454.html>（閲覧日：2019 年 11 月 20 日）

⁴ 毎日新聞 2019 年 12 月 4 日 13 版 1 面、NHK NEWS WEB「少年法の対象は 18 歳未満？ 20 歳未満？ 意見分かれる状態続く」
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20191230/k10012231991000.html>（最終閲覧日：2019 年 12 月 31 日）

⁵ 前掲毎日新聞

⁶ 前掲小関 a30 頁参照

⁷ 若年層のみならず中年層も同様

⁸ 「問題行動≠非行」であり、問題行動が必ずしも非行に関連しているわけではない

⁹ 小関慶太 b「少年の非行動向・状況からみた成人年齢引下げについての一考察」『桐蔭論叢（23）』（2010 年）145 頁以下参照

2020年1月14日、諮問から3年経ったが与党内の手続きで了承が得られる目途が立っていないこと、法制審議会の部会の議論が混迷に陥って、収束の見通しが立たないことを理由に通常国会に提出を見送る方向で考えていると報道された¹⁰。

新しい処分案（概要）		検察官が起訴や起訴猶予などの刑事処分を決める方向 年長少年を対象として保護処分に相当する新たな処分創設 など
2019年12月	少年法改正素案 適用年齢引下げ視野 18、19歳も家裁関与	
■法務省は軌道修正を図り2つの案を提示した。		
概要	1案	全件送致主義を維持しつつ、科刑の範囲拡大（一部の事件は家裁の判断を経ずに検察官が処分。一部裁判員裁判の対象事件などを想定）
	2案	現行制度の微修正案（逆送したら刑事処分の対象）
□1案、2案ともに現行制度にあるように家庭裁判所の役割が重要である。		
2020年1月 少年法改正案、国会提出見送り		

（参考資料）註4・毎日新聞、註10・福島新聞、註10・朝日新聞 Digital より

年齢引下げのきっかけは日本国憲法の改正手続きに関する法律（2007年、以下「公選法」）、法制審議会民法成人年齢部会（2009年）、公選法改正（2015年）にあり、少年法のように引き下げにより一定年齢層が不利益になる政策ではない。ただ考え方によっては、年長少年が保護の対象から外れ、事案によっては起訴便宜主義に基づき、保護処分とて収容を伴う少年院送致の対象外となることは、一見すると寛容的な政策と考えることもできる。すなわち、年齢引下げに関しては、これまでの少年法における厳罰化改正とは異なっている。しかしながら、考えようではあるが、収容を伴う保護処分の対象から外れることは、少年法の理に適っているのだろうか。非行少年にとって、自由の制限を伴う保護処分は厳しいと感じられるのかもしれないが、少年自身が過ちを見直すきっかけとなることの「気づき」になれば、それは解決することが出来るのではなかろうか。このように非行の問題解決や問題への自覚することこそが必要である。すなわち、入口としては不利益であるが出口では利益処分である。この結果として有益な処分が期待できる現行制度を変えるだけの理由はない。また法的整合性や国法上の統一の必要性が唱えられているが、現行法が少年に与えてきた経緯を考えると、整合性や統一性を上回る効果があるのではないだろうか。

少年法は、健全育成を第一に「少年の立ち直り」、「再社会化」を目指している中で、刑罰ありきの政策ではなく、家庭環境や生育環境、交友関係等さまざまな要因を調査し、問題を解決していかなければ

¹⁰ 福井新聞「少年法改正案の提出見送りで調整 適用年齢下げに公明の反対強く」

<https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1009960>（最終閲覧日：2020年1月15日）、共同通信

「少年法改正案の提出見送りで調整 適用年齢下げに公明の反対強く」

[https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200115-00000008-kyodonews-](https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200115-00000008-kyodonews-pol&fbclid=IwAR3878yGYW2olCJEu2qQBAO1M0RsujCFTh-rmhGOzQVx9s10IV3aW2FLdLM)

[pol&fbclid=IwAR3878yGYW2olCJEu2qQBAO1M0RsujCFTh-rmhGOzQVx9s10IV3aW2FLdLM](https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200115-00000008-kyodonews-pol&fbclid=IwAR3878yGYW2olCJEu2qQBAO1M0RsujCFTh-rmhGOzQVx9s10IV3aW2FLdLM)（最

最終閲覧日：2020年1月15日）、朝日新聞 Digital「連載：（社説）少年法と年齢 見直しの矛盾あら

わに」（2020年1月24日）<https://www.asahi/articles/DS3S14338542.html>（最終閲覧日：2020年1

月28日）

ればならない。また近年の少年非行は、弁識能力が低く甘い誘惑に乗ってしまい、成人事件の道具として特殊詐欺の「受け子」、「出し子」を働いてしまう場合においても、新しい処分であれば起訴便宜主義より起訴猶予で社会に放置、置き去りになってしまい、行為に及んだ問題解決に至らず、再び非行や犯罪に手を染めることとなる。このように少年法の役割は、「健全な社会人への育成＝立ち直り」である。よって、民法の成人年齢引下げ、公選法との年齢区分の一律化を図る必要はない。望まれない改正ではないだろうか。

3. 2000年改正法の背景

(1) 1950年～2000年

現行少年法、1948年（昭和23年）に成立し、1949年（昭和24年）に施行された。本法の成立背景には、占領軍の指示の下、アメリカ法を多大に取り入れたこともあり、大正少年法との関連性の観点からも1950年代より改正の声が多く上がった。

1970年代前後、少年事件の凶悪化より1966年（昭和41年）「少年法に関する構想」発表、1970年（昭和45年）「少年法改正要綱」を法制審議会に諮問した。法制審議会は1977年（昭和52年）「中間答申」を示すにとどまり改正には至らなかった¹¹。

犯罪被害者に関して、1980年（昭和55年）「犯罪被害者等給付金支給法」が成立したものの関心は高くなかった。1995年（平成7年）、地下鉄サリン事件を発端に被害者自身が声を上げるようになり、社会的に関心が高まってきた。少年法においても、加害者中心の政策から被害者に対する関心も高まりは同様であった¹²。また世論を震撼させる事件として「名古屋アベック殺人事件」（1988年）、「綾瀬女子高校生コンクリート詰め殺人事件」（1988年）、「神戸連続児童殺傷事件（酒鬼薔薇聖斗事件）」（1997年）が発生した、また事実認定が困難な事件として「草加事件」（1985年）、「山形マツト殺人事件」（1993年）、「調布駅西口事件」（1993年）と、事実認定や処分の在り方や被害者対応が課題となった¹³。

(2) 廃案と議員立法

1998年（平成10年）、法務大臣の諮問を受けて法制審議会少年法部会で少年法改正の議論が開始された。1999年（平成11年）閣議決定の上、国会に「少年法等の一部を改正する法律案」を提出したが、2000年（平成12年）廃案となった。

廃案を受けて議員立法が行われた。政権与党で少年法改正の日程が示され、政府案の廃止を受けて、プロジェクトチームが構成され政府案の6施策に加えて、年齢区分や処分、処遇の見直しが論点となった。2000年（平成12年）11月28日「少年法等の一部を改正する法律案」（平成12年法律第142号）が衆議院本会議で可決成立した。2001年（平成13年）4月1日より施行された¹⁴。

¹¹ 守山正・後藤弘子編著『ビギナーズ少年法（第3版）』（成文堂、2017年）62-63頁

¹² 川出敏裕・金光旭『刑事政策（第2版）』（成文堂、2018年）309頁

¹³ 前掲守山・後藤 64頁

¹⁴ 前掲守山・後藤 64頁

(3) 議員立法の問題点

法制審議会では、「少年審判における事実認定手続きの一層の適正化を図るための少年法の整備などに関する要綱骨子」をまとめた。これにさらに「少年の処分等の在り方の見直し」、「被害者等への配慮の充実」を加えた。この背景には、衆議院総選挙との関係もあり、本改正は政治的にも大きく取り扱われた¹⁵。また16歳未満の凶悪事件が増加（実際は「相次いで発生」）したことへの社会的説明の効果もあったと解されている。

(4) 厳罰化改正の運用

2000年改正法で「少年の処分等の在り方の見直し」がなされて、これまで刑法41条で刑事責任年齢を14歳未満と14歳以上していたものの、法20条但書削除に伴い16歳未満を少年逆送（検送）の対象から除外していた点は、矛盾が解消された。また2項新設で16歳以上に関して原則逆送を徹底化¹⁶した。また本改正で14・15歳の年少少年が懲役・禁固刑が科せられるようになったため、16歳に達するまで少年院（第四種少年院）で刑を執行することが出来るように改正された（法56条3項）。しかし、改正より20年経ったが、法56条3項に基づく処遇の対象となる少年は該当者がいない。また法51条を必要かつ任意的な必要緩和刑から裁判所の任意・裁量による任意的緩和刑に変えた。

その後、第二次少年法改正（2007年）は、触法少年の事件に対する①調査、②少年院収容年齢や、③保護観察時の遵守事項違反に対する施設送致、④国選付添人の範囲拡大が行われた。第三次改正法（2008年）は、被害者配慮の拡充であった。第四次改正法（2014年）は、相対的不定期刑の範囲を長期10年・短期5年から長期15年・短期10年に引き上げられた。また従来は特段制約がなかったが長期と短期の幅にも制限をもたらした（法52条1項）。また無期懲役の緩和刑として10年以上15年以下の範囲で定期刑を宣告より、10年以上20年以下の範囲に変更した（法52条2項）。また仮釈放の要件も刑法上の原則（刑法28条）に倣うものとした。

このように2000年改正より少年法は、厳罰化・重罰化傾向の改正が行われている。しかし、少年非行の動向は、図表2.4.5からわかるように「滝のように」減少傾向にある。すなわち、法改正によって新たな施策が講じられても対象者は不在である。運用がなされたい施策は必要であるかについて検討が課題でないのだろうか。

4. 若年者層の犯罪・非行

第一次少年法改正から今日に至る第四次少年法改正のまでの約20年間で社会を震撼させた、大きな影響を与えた少年非行は「神戸連続児童殺傷事件（酒鬼薔薇聖斗事件）」（1997年）、「光市母子殺傷¹⁷事件」（1999年）、「栃木リンチ殺人事件」（1999年）、「豊川市主婦殺害事件」（2000年）、「西鉄バスジャック事件」（2000年）、「長崎男児誘拐殺人事件」（2003年）、「佐世保小学校6年女児同級生殺害事件」（2004年）、「石巻3人殺傷事件」（2010年）、「佐世保女子高校生殺害事件」（2014年）、「名古屋大学女子学生殺害事件」（2014年）、「川崎中学校1年男子生徒殺害事件」（2015年）、「君津祖父母

¹⁵ 武内謙治『少年法講義』（日本評論社、2015年）18頁

¹⁶ 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法（第3版）』（有斐閣、2009年）204-205頁

¹⁷ 「光市母子殺害事件」と称されることもある。

殺害事件」(2015年)がある。その中でも少年法改正に大きな影響を与えた事件として神戸連続児童殺傷事件、豊川市主婦殺害事件、佐世保小6 女児同級生殺害事件、石巻3人殺傷事件¹⁸である。またこれらの事件は、少年による加害行為であるとともに少年自身に被害性も高い事案であった。

(1) 少年非行の状況

過去10年の比較は次のとおりである。

平成21年の刑法犯少年年齢別検挙人員は、年少少年41,486人(45.9%)、年中少年32,212人(35.6%)、年長少年16,584人(18.3%)である。年齢別に詳細にみると、14歳20,172人(22.3%)、15歳21,314人(23.6%)、16歳19,574人(21.6%)、17歳12,638人(13.9%)、18歳8,939人(9.9%)、19歳7,645人(8.4%)である。

平成30年の刑法犯少年年齢別検挙人員(図表1上段)は、年少少年7,023人(29.9%)、年中少年9,179人(39.1%)、年長少年7,287人(31.0%)であり、年中少年及び年少少年の人員数が多い傾向にある。年齢別に詳細にみると、14歳2,973人(12.7%)、15歳4,050人(17.2%)、16歳5,033人(21.4%)、17歳4,146人(17.7%)、18歳3,661人(15.6%)、19歳3,626人(15.4%)である。

平成21年と平成30年を比較すると全体数は、90,282人→23,489人と減少傾向である¹⁹。少年非行は低年齢化の時代は過ぎ去り、高齢化傾向²⁰にある。

包括罪種別(図表1下段)は、比率では年齢が高くなるにつれて粗暴犯がわずかであるが増加傾向がみられるのに対して、知能犯は大幅な増加が見込まれる。窃盗犯は15歳をピークに年齢があがれば減少傾向にある。風俗犯は、全体数としては非常に少ないが14歳と19歳がピーク値を示している²¹。

(2) 罪種別の状況

知能犯における少年検挙人員は、平成21年と平成30年を比較すると1,144人→1,155人と横ばいである。これに対して刑法犯の大部分を占めている窃盗罪54,784人→13,163人と減少傾向にある。知能犯の内でも、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺含み)の検挙人員は、33人→746人と25倍近くに膨れ上がっている²²。振り込み詐欺の検挙・補導人員は238人で、前年度121人増(103.4%)で、過去最多となった²³。振り込み詐欺の検挙人員で見

¹⁸ 須藤明『少年犯罪はどのように裁かれるのか。成人犯罪への道をたどらせないために』(合同出版、2019年)16-32頁

¹⁹ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-16 図 刑法犯少年の年齢別検挙人員及び構成比」『平成30年中における少年の補導及び保護の概況』12頁参照

²⁰ 下線部個所より平成21年は、14歳～16歳が多かったが、平成30年は16歳がピークで15歳と17歳も20%を下回っているが全体的にみると高い数値である。

²¹ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-19 図 刑法犯少年の年齢別、包括罪種別構成比」『平成30年中における少年の補導及び保護の概況』13-14頁参照

²² 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-10 図 知能犯少年の検挙人員の推移」『平成30年中における少年の補導及び保護の概況』8頁参照

²³ 警察庁生活安全部少年育成課「第13表 刑法犯少年の包括罪種別検挙・補導人員の推移」『平成

ると平成 29 年 475 人に対して平成 30 年が 746 人で 157% (57%増)²⁴となっている。このうちの、有職少年 296 人²⁵、無職少年 411 人²⁶、男女別では男子 1,006 人²⁷、女子少年 149 人²⁸である。また再犯状況は、再犯者 694 人 (再犯者率 60.1%)²⁹である。

少年刑法犯における知能犯は、深刻さが浮き彫りとなっている。

学職別では、無職少年が 112 人と最も多く、次いで高校生が 67 人、有職少年が 41 人いる。また、再犯者は 161 人で、約 7 割 (67.6%) を占めている。役割別では、受け子が 172 人 (72.3%) で最多、次いでリクルーター 26 人 (10.9%) となっている³⁰ (図表 2~6)。

(3) 年長少年の犯罪・非行傾向

刑法犯少年の内、年長少年人員数は、過去 10 年の比較で年長少年 17,564 人 (19.3%) →7,826 人 (29.2%) で数値的には減少傾向であるが全体数から見ると増加傾向 (=少年非行の高齢化) である。全体数が 90,282 人 (100%) →23,489 人 (26%³¹) であるのに対し、年長少年人員は 44.5%³²と高止まりである (図表 4~5)。

年齢別、包括罪種別構成比 (図表 1) より年長少年 18 歳の場合は、窃盗罪 47.5%、粗暴犯 17.3%、占有離脱物横領罪 (遺失物横領罪) 13.7% である。19 歳の場合は、窃盗罪 45.1%、粗暴犯 17.3%、占有離脱物横領罪 (遺失物横領罪) 15.7% である。窃盗罪に関しては、成人事件でも 60% 近くを窃盗罪が占めている点より特段大きな問題ではないのに対して、年齢が上がるにつれて増えている知能犯が 18 歳 8.5%、19 歳 8.6% であり、年少少年、年中少年、年長少年と発達段階が上がるにつれて全体を占める割合が増加している。図表 1 に示したように罪種別に見ると、年長少年が知能犯に関わる比率がおおむね 50% である。

30 年中 少年育成活動概況』16 頁参照

²⁴ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-10 図 知能犯少年の検挙人員の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』8 頁参照

²⁵ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-25 表 有職少年による刑法犯の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』17 頁参照

²⁶ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-27 表 無職少年による刑法犯の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』18 頁参照

²⁷ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-31 表 刑法犯男子少年の包括罪種別検挙人員の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』20 頁参照

²⁸ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-32 表 刑法犯少年の再犯者率の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』22 頁参照

²⁹ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-34 表 刑法犯男子少年の包括罪種別検挙人員の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』20 頁参照

³⁰ 警察庁生活安全部少年育成課「第 13 表 刑法犯少年の包括罪種別検挙・補導人員の推移」『平成 30 年中 少年育成活動概況』16-17 頁参照、2018 年 9 月、市原少年院 (千葉県) に訪問した際に、特殊詐欺 (オレオレ詐欺) の受け子や出し子を行った年長少年が多くを占めていると説明を受けた。

³¹ 平成 21 年の総数を 100 とした指数

³² 前掲同

知能犯、振り込み詐欺における年長少年が果たす役割は、受け子や出し子といった末端要員にしか過ぎない。またケースによっては、受け子グループが振込先グループに対して詐欺を働くことがある。その場合は規範となるべき大人が少年たちを犯罪に巻き込んだ結果である。このように年長少年が知能犯に関わる背景には、自身の意思に基づくというより、やらされているところが強い³³。なぜそのような行為に及んでしまうのかを考えると、多くの少年は、幼少期に虐待³⁴を経験している。そのために自然と仲間や大人に嫌われたくない、気を遣いそのギャップで母親がいないところで鬱憤を果たす方法として非行³⁵をとる。すなわち、少年は被害者である。

知能犯の動機は、平成 30 年人員 1,155 人に対して利欲目的 1,014 人 (87.7%)、その中でも遊興費充当 570 人 (56.2%) であり、全体数からみると利欲目的は 72.5%である点³⁶より、知能犯の動機には安易なものがあるように思われる。

(4) 若年者層の犯罪・非行傾向 (図表 7)

若年者とは、20 歳以上 30 歳未満³⁷をいう。

四六時中スマートフォン (高性能携帯電話) とともに生活をする上で、サイバー犯罪に手を染める若年者層が増えている。「子どものころからスマホに慣れ親しんでいる若年層にとって、サイバー空

³³ 後藤弘子「少年の健全育成と年齢の引下げ」<https://core.ac.uk/download/pdf/154379070.pdf> (最終閲覧日: 2019 年 12 月 30 日) 参照

³⁴ 北海道家庭学校 (児童自立支援施設) に収容されている子どもたちの 84%が被虐待者である (2019 年 9 月視察)。厚生労働省報告書 (平成 27 年)「これからの国立児童自立支援施設の在り方に関する検討会報告書」5 頁 (https://www.mhlw.go.jp/sisetu/musashino/dl/2015_1126-01.pdf) によると、国立の施設では、地方の児童自立支援施設で支援困難となった児童 (子ども) たちを受け入れているため、入所児童の内、被虐待経験によるトラウマや発達障害を有している児童が多くを占めている。平成 15 年と平成 25 年の割合は、被虐待経験のある児童が 37.5%・58.5%と約 20%上がっている。障害のある児童は、27.3%と 46.7%でこちらも約 20%上がっている。また平成 26 年の国立武蔵野学院入所児童 (男子) では、被虐待経験のある児童 64.7%、障害のある児童 73.5%に対して、国立きぬ川学院 (女子) は、被虐待経験のある児童 81.3%、障害のある児童 62.5%である。女子施設においては、2018 年 9 月に訪問した際の統計データでは、厚労省報告書より被虐待経験値がやや高い数値様子がうかがえたが人員数でみれば横ばい程度である。松本峰雄・野島正剛『三訂 子どもの福祉-児童家庭福祉の仕組みと実践-』(建帛社、2019 年) 50 頁以下参照、許斐有『子どもの権利と児童福祉法 増補版』(信山社、2001 年) 107 頁以下参照

³⁵ 福井裕輝・岡田尊司編『情動と犯罪』(朝倉書店、2019) 16-17 頁参照、James Bonta&D.A.Andrews "The Psychology of Criminal Conduct"=原田隆之訳『犯罪行動の心理学[原著第 6 版]』(北大路書房、2019 年) 497 頁以下参照、越智啓太・桐生正幸編著『テキスト司法・犯罪心理学』(北大路書房・2019 年) 126 頁以下参照、

³⁶ 警察庁生活安全局少年課「1-2-1-43 表 刑法犯少年の原因・動機別状況」「1-2-1-44 表 刑法犯少年の原因・動機別検挙人員の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』27 頁参照

³⁷ 法務省『平成 23 年版 犯罪白書』<http://www.moj.go.jp/content/000080846> (最終閲覧日: 2020 年 1 月 28 日)

間は格好の遊び場になっている。しかもネット上にはコンピューターウイルスやサイバー攻撃に関する情報が簡単に入手できるサイトもあり、中高生がアクセスすることも可能だ。もちろん学校教育でセキュリティー対策やサイバー空間との付き合い方などを教えてはいるが、個人情報の扱いやプライバシー問題は大人でも十分に理解できているとはいいがたい。³⁸」という。

若年層ではないが、17歳の少年が佐賀県教育委員会のシステム「SEI-Net」に侵入（不正アクセス）³⁹、不正指令電磁的記録作成の疑いで宮崎県警は岡山県の高校3年生を書類送検、遠隔操作コンピューターウイルスを作成した⁴⁰が挙げられる。不正アクセス禁止法違反事件の被疑者数では、少年・若年者層が非常に多い傾向にある（図表7）。

サイバー犯罪以外の犯罪行為に関しては減少傾向、犯罪をしない傾向⁴¹である。

5. 適用年齢はどうあるべきか

伊藤由紀夫は、「非行」と向きあう親たちの会たちは、「自らの子どもが18歳・19歳で少年院に収容された経験があったり、社会内で保護観察を受けていた経験があったり、様々な立場・経験を持っているが、13歳頃から子どもの様子に変化し、14・5歳から17歳頃にかけて荒れ狂い、18歳を過ぎてようやく子どもの心情と行動が小康化し始めたといった経験は多数の親が共通して持っている。18歳・19歳の時に、教育的・福祉的処遇を基本とする少年司法による処分を受けたことを前向きに受け止める意見も少なくない。」「非行少年は18歳・19歳で変化するというのが経験則である」という⁴²。

13歳から18・19歳は、多感な時期であるとともに発達においても変化が生じる時である。自我統合、自我と理想、そこに成長途中に信頼できる者の存在とそれを助ける中で対話や相互交渉としての儀式化と思春期で身体も心も変わる年齢層である⁴³。また人間性の強さの観点からは、意志、目的、

³⁸ 日本工業新聞「社説／スマホとサイバー犯罪－若年層に広がり、被害回避策を」
<https://www.nikkan.co.jp/articles/view/00456806>（最終閲覧日：2020年1月28日）

³⁹ IT media「17歳が教育システムに不正アクセス 攻撃用プログラムで脆弱性つく 「能力にちょっと驚く」と馳文科相」<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1606/30/news092.html>（最終閲覧日：2020年1月28日）

⁴⁰ 産経新聞「岡山の高3、ウイルス作成容疑で書類送検 ハッカーに憧れ独学で習得、ブログで公開「技術自慢したかった」 宮崎県警」
<https://www.sankei.com/west/news/170824/wst1708240054-n1.html>（最終閲覧日：2020年1月28日）

⁴¹ 論座・河合幹雄「犯罪急減の正体 犯罪しない若者たち」（2014年）
<https://webronza.asahi.com/national/articles/2014012700001.html>（最終閲覧日：2020年1月28日）

⁴² 伊藤由紀夫 「今週の一言『非行』の子どもに寄り添うために」（法学館憲法研究所、2018年12月24日）<http://www.jicl.jp/hitokoto/backnumber/20181224.html>（最終閲覧日：2020年1月30日）

⁴³ ErikH.Erikson=Joan M.Erikson "The Life Cycle Completed"(1978).p39-51

適格、そして成人すると慎み深い（抑制）、面倒をみること、気遣うこと（同情）⁴⁴が介在してくるが、社会が豊かになることで少年の成長に与えた結果として自我発達において、我意を抑制しきれなくなる⁴⁵。ライフサイクルの中で「成人になること」＝「大人になる」、だから悪いことをやめる、喫煙をやめるなどといった考え方があり、これが格好良いように見えている。しかし若年者層の犯罪・非行で示したように、近年の動向として若年者層である大学生による自我をコントロールすることが出来ない犯罪はあとを絶たない傾向にある。

そこで以下の観点より、少年法適用年齢の範囲を検討してみたい。

(1) 非難可能性

刑法 41 条は、刑事成年者と刑事未成年者とを 14 歳で分けている。これに対して少年法は、刑法において刑事成年者と解される 14 歳以上の者の内、犯行時 18 歳の者に対して法 51 条で任意的緩和刑（改正前、必要的緩和刑）の対象としている。緩和の趣旨は、大正少年法から現行少年法に年齢引き下げに伴う対応⁴⁶、可塑性、教育可能性が高く、より教育的な処遇が必要かつ有効的であり、人格の未熟さからの責任の程度が成人よりも低い、人道的な（人道主義）見地から年少者に過酷な刑を科すのを避けるべきこと⁴⁷、年少者に対する社会的な涵養が期待されること、情操保護の必要性が高い、少年の被害者性から、国家による少年に対する非難可能性が減弱する点⁴⁸が挙げられる。少年に対する非難可能性を問うことが有益か否かに関しては刑事政策的な意図がある。

円井正夫は、少年刑事処遇の理念として「実証的行動科学によって合理的基礎を与えられた刑事政策的見地によれば、刑罰より改善の処遇がより合目的である」、「国民感情としては、いまだ総ての少年犯罪に対し刑罰を全く免除するのが相当に至っていない」、「心身の発育が相当程度に成熟し、罪質および情状に照らし刑罰を科すると認められるときは、例外措置として刑事的処遇を講じうる途を開いて一般の応報感情との妥協を図っている」としつつも「少年刑事処遇は少年に対する特別処遇の一環をなすものであるから、少年の特性に照らし特殊化されたものを要する」としている⁴⁹。量刑に関しては、社会的危険性を有する少年を改善教化して社会的に順応できるようにする教育刑（目的刑）、社会保全の目的を達することで、成人を対象とする相対的応報刑（理論）ではなく、年長少年に対して教育・目的刑（理論）に基づく改善主義の観点を求めるべきである⁵⁰。すなわち、少年に対しては法 50 条に基づく科学主義の観点から非行原因を解明することが求められてくる。

解釈論として刑法 41 条より刑事未成年者を 14 歳未満として 14 歳以上を刑事成年者とすればよい

⁴⁴ Erikson(1978).p55-61

⁴⁵ Erikson(1978).p47

⁴⁶ 市村光一『少年法概論』（かんらん社、1954 年）166 頁

⁴⁷ 裁判所書記官研修所『改訂少年法概説』（1962 年）144 頁

⁴⁸ 前掲田宮・廣瀬 463 頁、守屋克彦=斎藤豊治『コンメンタール少年法』（現代人文社、2012 年）569 頁

⁴⁹ 円井正夫「非行少年に対する保護処分と刑事処分」『家庭裁判所の諸問題（下巻）』（法曹会、1971 年）48 頁

⁵⁰ 前掲円井 48 頁、本庄武「少年刑事事件の量刑基準」前掲守屋=斎藤（2012 年）579 頁、木崎峻輔「〈論説〉成人年齢引下げに伴う少年法の適用対象年齢引下げについて」『筑波法政』（2019 年）

というわけではなく、法 50 条の存在意義や発達、成熟度の観点より健全育成を大前提と考えなければならず、法解釈から非難可能性を示すことは難しい。

(2) 精神的成熟性

少年は、憲法に成長発達権が規定されているように、成人とは異なり、精神的成熟性は十分ではない。そのための国親思想、保護的な介入が不可欠であり、これは、少年に対して一見すると不利益に見えるものの、結果としては利益的な介入となりうる。

法的介入は、少年の健全な社会人への育成（＝少年が社会人になり幸せに導く第一歩）であり、本来であれば家庭や学校で問題行動、逸脱行動に至らない場合は介入しないが、やむを得ずにしての介入である。この介入は、教育的な処遇が必要、ときには、刑事手続きに基づく処遇が必要な時がある⁵¹。

精神的成熟性が十分に備わらない背景には、社会化⁵²を支えるリファレンスグループ⁵³が人格形成に大きな影響を及ぼす。精神的成熟性を高めるには社会的絆であるアタッチメント（愛着）、コミットメント（傾倒）、関与、信念（規範観念）が関わってくる。アタッチメントは、自分のことを気にかけてくれること⁵⁴が非行防止になるように、子どもが健全に成長していくために信頼関係に役立っていく。例えば、家庭（ネグレクトなど）、親（機能不全など）の問題があれば、精神的成熟は高まらない。

(3) 脳科学

人間の脳の発達は、20 歳で終わるのではなく、20 歳代半ばまで続く⁵⁵という正常脳科学や神経科学の知見及びマントリートメント⁵⁶によって脳が正常な発達を阻害されて発達異常を期す⁵⁷と説明されている。このような認識は法務省の勉強会において共有されている。また第三種少年院（旧、医療少年院）の年齢区分は、最長 26 歳まで入院が可能となっている背景にはこの点が配慮されているのではないだろうか。人間の脳は、おおむね 25 歳まで器質的にも機能的にも未熟であり、物事の是非

⁵¹ 小関慶太 c「少年法適用年齢引き下げの一考察（2）」『八洲学園大学紀要（14）』（2018 年）15-30 頁参照

⁵² 個人がその所属する社会や集団の仲間になっていく過程と定義される。例えば、家族、保育園、幼稚園（・こども園）、学校の先生や仲間を通して成長していくことを社会化という。

⁵³ 人間の価値観や信念、態度、行動（・行為）に影響を与える集団

⁵⁴ 前掲福井・岡田 159 頁以下参照

⁵⁵ 友田明美「脳科学・神経科学と少年非行」山口直也編著『脳科学と少年司法』（現代人文社、2019 年）40 頁

⁵⁶ 困った子育て

⁵⁷ 法務省『「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」取りまとめ報告書』法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者 4 処遇関係）部会第 1 回会議配布資料

（<http://www.moj.go.jp/content/001220565.pdf>）（2016 年）5 頁、山口直也「脳科学・神経科学の観点から見た少年司法の展望」山口直也編著『脳科学と少年司法』（現代人文社、2019 年）221 頁

善悪の判断や行為に対しての認知のゆがみより意思決定が成人と比較しても脆弱である⁵⁸と解される。

(4) 民法との関係

民法は、年長少年が精神的に成熟したことを前提としていない⁵⁹。若者の社会参加の促進や、社会を活性化することが趣旨である⁶⁰。民法改正議論の際に消費者取引との関係性の問題が浮き彫りになり⁶¹、子どもを大人としてみる完全な自律的主体者とするものの問題点が指摘されていた。これに対して、消費者契約法4条改正（平成30年法律第54号）は、成人年齢引き下げに伴うものである⁶²と消費者庁は説明をしている。

(5) 法的整合性・国法上の統一性

民法改正に伴い年齢区分を定めている約300の法令の改正の動きがある中で、未成年者飲酒禁止法や喫煙禁止法は、未成年者の健康を害することを目的として年齢を下げない。児童福祉法に関しては現行法18歳である点より特に年齢引き下げ議論における改正の動きはない。

法的整合性や国法上の統一性の背景には、公職選挙法との関係がある⁶³。しかし、公職選挙法や民法と少年法は、内実が異なっているので同一に考えるべきではない。前者は、すべてのものに対して一律的な意味合いがあるのに対して、少年法の場合は、少年事件の加害者でもあり被害者でもある健全な育成や健全な幸福を自らでは十分に得られないものに対する保護的介入と考えると、法の精神が異なっている以上、法的整合性や国法上の統一から一律に18歳での線引きをすることには困難であると解される。

6. 一考察

現行法における年長少年は、少年法の世界である健全育成を前提とする保護主義の下で取り扱われている。しかし、少年法の範囲を縮小・引き下げることで、成人同様の扱いではないとしても、成人寄りの責任主義を前提とし、科刑によって行為責任が問われてくる。責任主義に基づく刑罰執行では、少年自身が解決すべき問題点の解明、自覚にはつながらない。現行法においても全件家庭裁判所送致主義の中で法20条1項及び2項を根拠に刑事処分相当として、検察官に送致、刑事裁判で不定期刑が科せられる制度はある。しかしながら、刑事処分相当においては、あくまでも少年法の手続きの中で行われている。すなわち、健全育成の精神の下で行われている。またケースによっては、保護

⁵⁸ 前掲山口 225 頁

⁵⁹ 前掲山口 221 頁参照

⁶⁰ 葛野尋之「少年法適用年齢引下げの提案批判」『法律時報（1144）』（日本評論社、2019年）91巻12号79頁以下参照

⁶¹ 前掲小関 b（2010）参照

⁶² 消費者庁「消費者契約法の一部を改正する法律に関する一問一答 総論 問二」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2018/pdf/consumer_contract_amend_190322_0002.pdf（最終閲覧日：2020年2月20日）

⁶³ 前掲小関 c 参照

処分（法 24 条 1 項）のルールに乗ることなく、審判不開始（法 19 条）、不処分（法 23 条）の家庭裁判所終局決定の約 65%を占めている⁶⁴。なお保護処分を科さないことで少年自身の問題解決や自覚につながらないわけではなく、親への指導などを行うことで教育的な措置がなされている。これに対して、年長少年が起訴便宜主義に基づき、起訴猶予処分となった場合は、教育的な措置は行われぬ。

また少年法年齢引下げは、刑事政策の主流である再犯防止⁶⁵の妨げになるのではないだろうか。早期の段階で犯罪者とラベリング（烙印を押す）する、非行や問題行動に対して国親思想の下で適切な対応が出来ずに、執行猶予、起訴猶予、不起訴処分によって社会に野放しになってしまうことは、少年にとって不利益な処分となる。もちろん、少年にとって 11 か月～13 か月を少年院に送致されることで社会から置いてきぼりになる、「浦島太郎化」、「社会からの排除」の結果、自暴自棄になり問題行動や犯罪に手を染めることを否定することはできない。しかしながら、不起訴、起訴猶予、執行猶予では得ることが出来ない保護処分としての少年院送致によって健全な社会適応性を身につけ、少年法の理念である健全育成につながっている点は、少年の再非行の状況からも説明することが出来るのではないだろうか。少年自身も社会に迷惑をかけたことに対して、「幸せになってよいのか」と自問自答をする中で「幸せになる」ことを認められる⁶⁶ことこそが再犯防止になるのではないだろうか。

よって、少年法適用年齢の引き下げは、これまで見てきたように公職選挙法や民法と少年法の法的性質が異なっている点や、非行に関わった少年自身の将来性を見据えた上で、適切な政策とは言えない。今国会への提出は見送られたが、まだまだ課題の解決には至っていない。今後も議論が再浮上する緊張感も残している。拙速な法改正を行うのではなく、少年の健全育成、将来性をしっかり見つめた上で適切な政策が講じられることを期待したい。

<脚注に示していない参考文献>

石井小夜子・坪井節子・平湯真人『新版 少年法・少年犯罪をどう見たらいいのか』（明石書店、2001 年）

団藤重光・村井敏邦・斉藤豊治『「改正」少年法を批判する』（日本評論社、2001 年）

団藤重光・村井敏邦・斉藤豊治『ちょっと待って少年法「改正」』（日本評論社、1999 年）

澤登俊雄『少年法入門（第 5 版）』（有斐閣ブックス、2013 年）

葛野尋之『「改正」少年法を検証する』（日本評論社、2004 年）

澤登俊雄・高内寿夫『少年法の理念』（現代人文社、2010 年）

覚正豊和・横山潔他「非行少年の立ち直り支援 児童自立支援施設における 自立支援の現状と課題 - 民官連携：児童自立支援施設と児童養護施設の連携と取り組みから」『総合地域紀要』（第 10 号）（敬愛大学、2017 年）

覚正豊和・横山潔他「児童自立支援施設における非行少年の立ち直りと就労支援」『総合地域研

⁶⁴ 『令和元年 犯罪白書』3-2-1-1 図「非行少年処遇の概要」によれば、家庭裁判所終局処理 54,796 人中、検察官送致 3,584 人、不処分 11,857 人、審判不開始 23,847 人、児童相談所等送致 139 人、保護処分 15,369 人（少年院入院数 2,108 人、保護観察処分 12,945 人、児童自立支援施設等送致 155 人）。刑事施設（少年刑務所等）入所受刑者 15 人。

⁶⁵ 武内謙治・本庄武『刑事政策学』（日本評論社、2019 年）10 頁以下

⁶⁶ 松嶋秀明『少年の「問題」/「問題」の少年』（新曜社、2019 年）155 頁以下参照

究』第9号（敬愛大学、2016年）

船戸優里『結愛へ 目黒区虐待死事件 母の獄中手記』（小学館、2020年）

石井光太『漂流児童 福祉施設の最前線をゆく』（潮出版社、2018年）

中日新聞社会部編『少年と罪』（図書出版ヘウレーカ、2018年）

小田晋・作田明『心の病の現在2』（新書館、2005年）

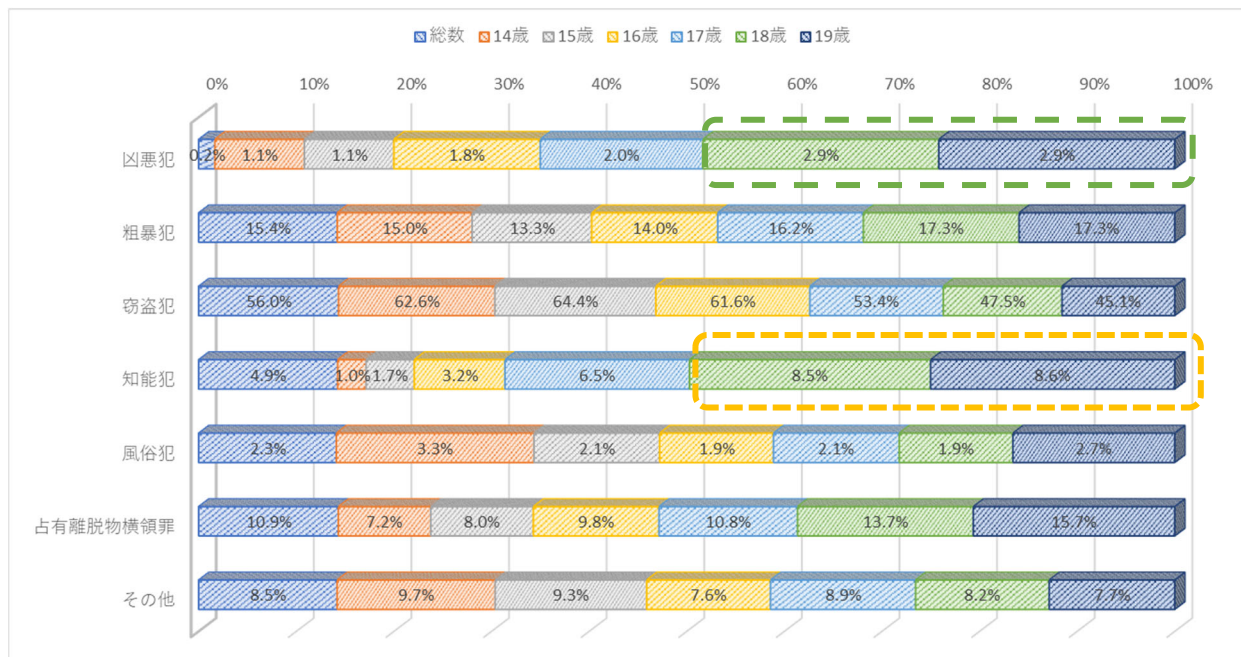
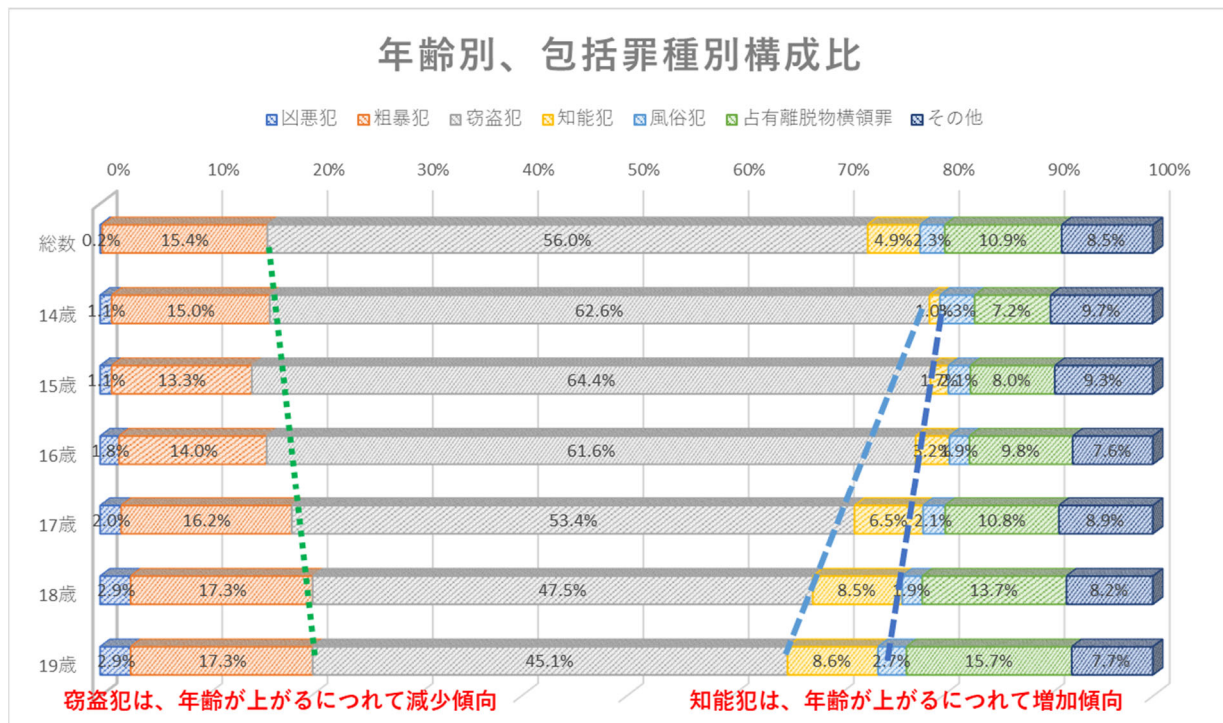
小関慶太編著『こども・先生のための法学入門』（三和印刷社、2019年）

（脱稿日：2020年3月1日）

（受理日：2020年3月1日）

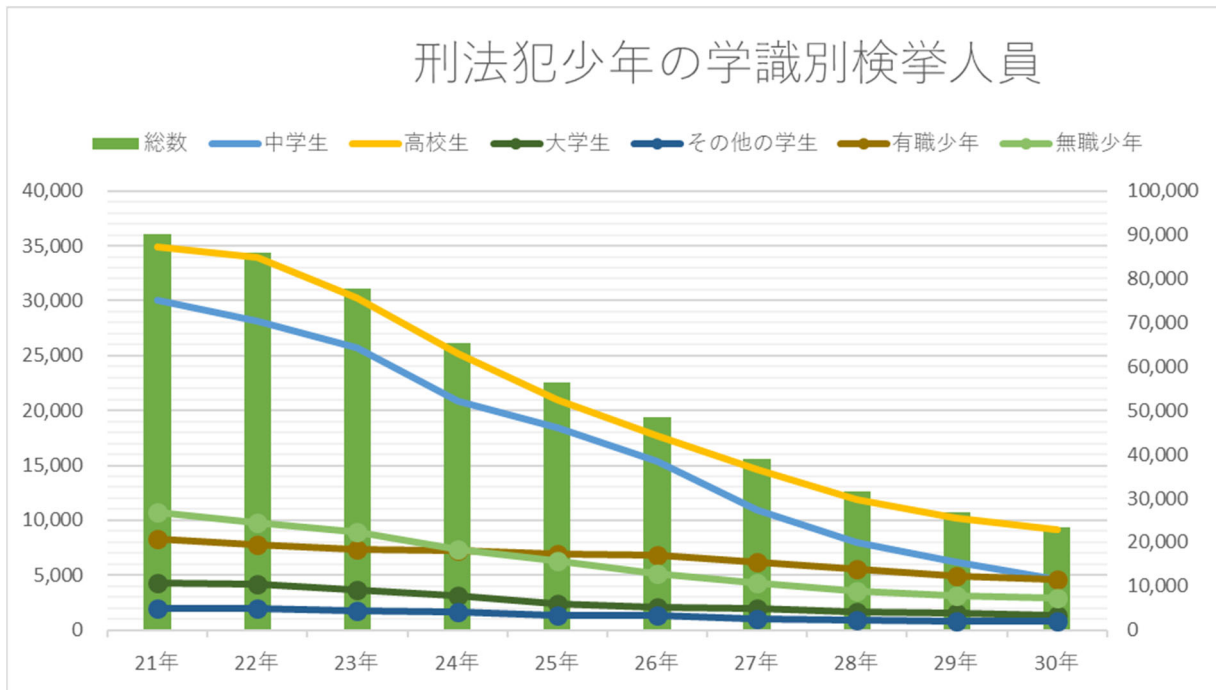
<資料>

(図表 1)



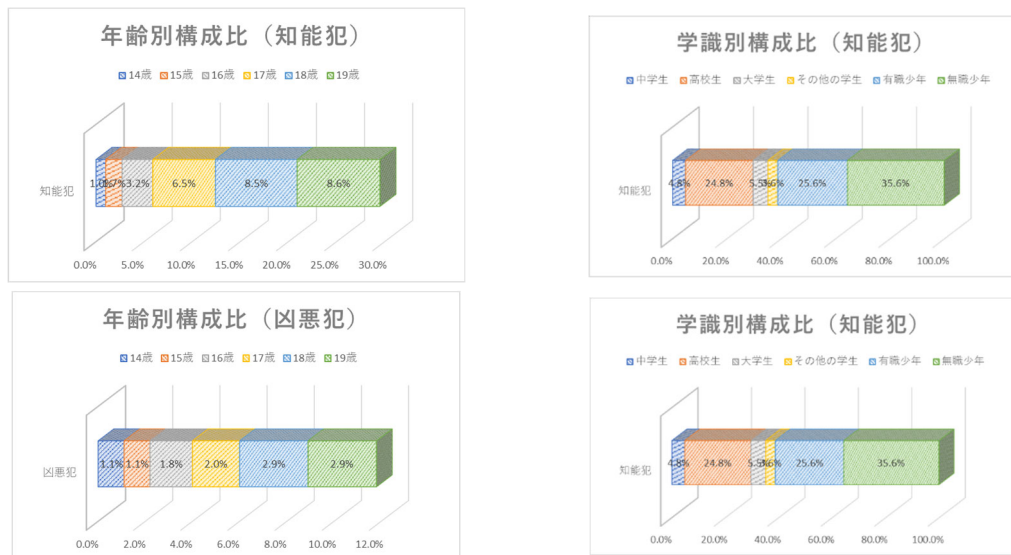
資料：警察庁生活安全局少年課「1-2-1-19 図 刑法犯少年の年齢別、包括罪種別構成比」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』13 頁より加工・作成

(図表 2)



資料：警察庁生活安全局少年課「1-2-1-22 図 刑法犯少年の学識別検挙人員及び触法少年を含む中学生の検挙・補導人員の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』15 頁より加工・作成

(図表 3)



資料：警察庁生活安全局少年課「1-2-1-19 図 刑法犯少年の年齢別、包括罪種別構成比」「1-2-1-24 図 刑法犯少年の包括罪種別、学識別構成比」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』13 頁、16 頁より加工・作成

(図表 4)



資料：資料：警察庁生活安全局少年課「1-2-1-29 図 刑法犯少年の男女別検挙人員（年齢別）及び人口比の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』19 頁より加工・作成

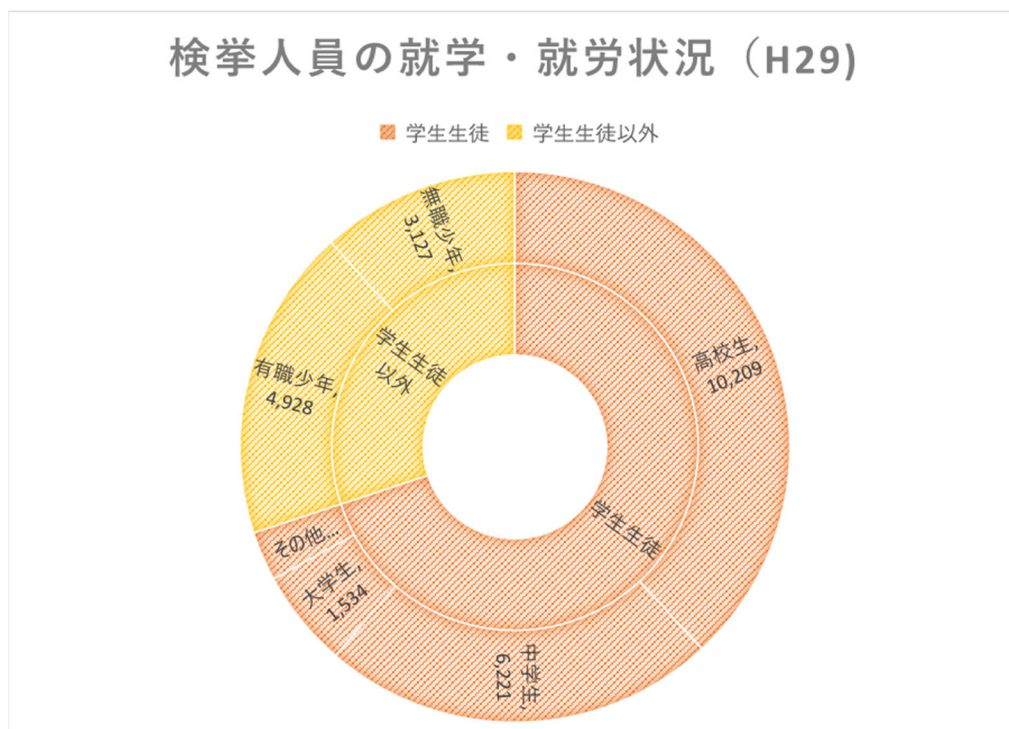
(図表 5) 年長少年検挙人員比率

平成		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
男子	総数	71,766	68,665	62,775	53,832	47,084	41,358	33,860	27,609	23,253	20,143
	18歳	7,574	7,721	6,653	5,904	5,049	4,569	4,224	3,847	3,504	3,214
	比率	10.6%	11.2%	10.6%	11.0%	10.7%	11.0%	12.5%	13.9%	15.1%	16.0%
	19歳	6,494	6,355	5,924	5,382	4,660	4,335	3,926	3,715	3,344	3,154
	比率	9.0%	9.3%	9.4%	10.0%	9.9%	10.5%	11.6%	13.5%	14.4%	15.7%
	全体比	19.6%	20.5%	20.0%	21.0%	20.6%	21.5%	24.1%	27.4%	29.4%	31.6%
女子	平成	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	総数	18,516	17,181	14,921	11,616	9,385	7,003	5,061	3,907	3,544	3,346
	18歳	1,365	1,414	1,134	1,002	810	710	627	538	500	447
	比率	7.4%	8.2%	7.6%	8.6%	8.6%	10.1%	12.4%	13.8%	14.1%	13.4%
	19歳	1,151	1,075	867	809	682	630	550	482	478	472
	比率	6.2%	6.3%	5.8%	7.0%	7.3%	9.0%	10.9%	12.3%	13.5%	14.1%
	全体比	13.6%	14.5%	13.4%	15.6%	15.9%	19.1%	23.3%	26.1%	27.6%	27.5%
男女全体年長少年比		18.4%	19.3%	18.8%	20.0%	19.8%	21.2%	24.0%	27.2%	29.2%	31.0%

※全体比 27%～28.9%をオレンジ色、29%超を黄色のマーカーで示している。

資料：資料：警察庁生活安全局少年課「1-2-1-29 図 刑法犯少年の男女別検挙人員（年齢別）及び人口比の推移」『平成 30 年中における少年の補導及び保護の概況』19 頁より加工・作成

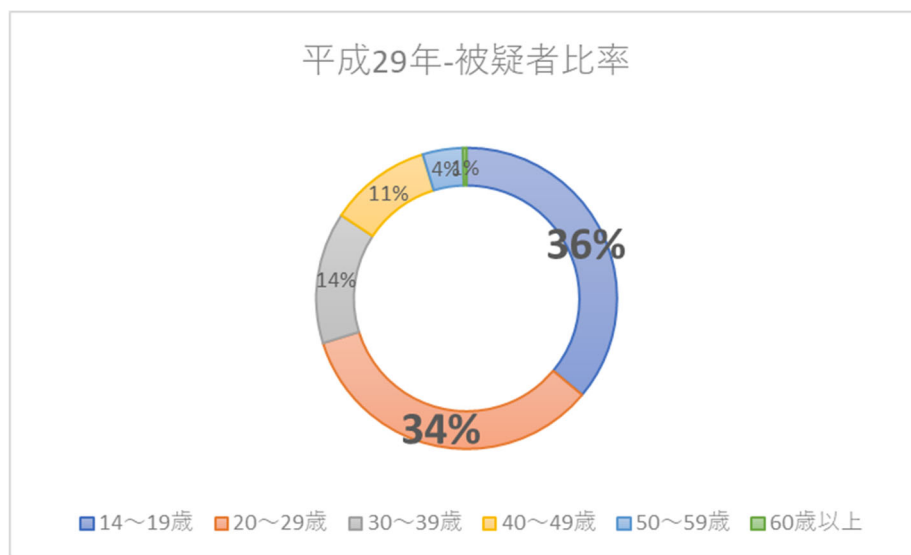
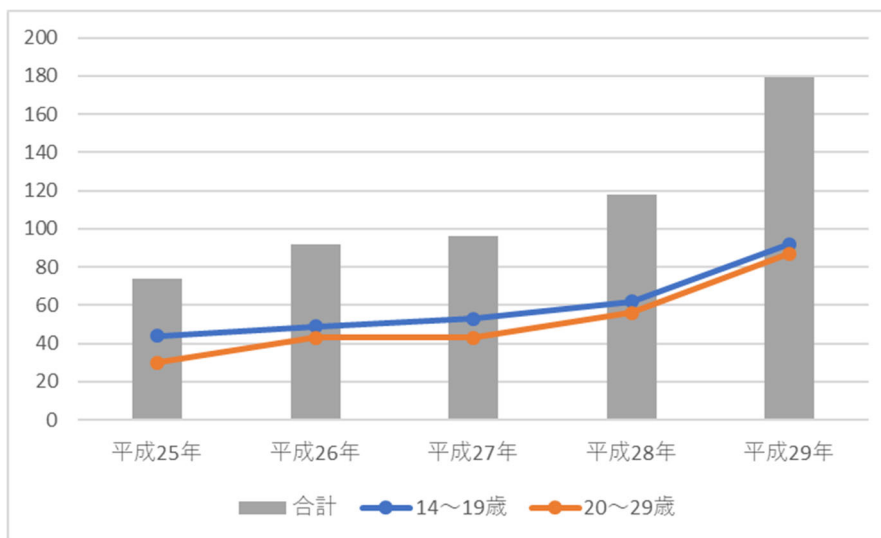
(図表 6)



総数	学生生徒				学生生徒以外	
	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年
26,797	6,221	10,209	1,534	778	4,928	3,127

資料：法務省「3-1-1-5 図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比」『平成 30 年 犯罪白書』より加工・作成

(図表 7) 不正アクセス禁止法違反事件-年代別被疑者数



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
14～19歳	44	49	53	62	92
20～29歳	30	43	43	56	87
30～39歳	37	45	41	48	36
40～49歳	27	25	29	29	28
50～59歳	8	5	5	3	11
60歳以上	1	3	2	2	1
合計	147	170	173	200	255

資料：経済産業省「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を取りまとめました」2017年、別添資料（1）

<https://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180322004/20180322004-1.pdf> より加工・作成

